令和5年度 神戸市日常生活用具費支給事業検討会議 (議事要旨)

福祉局障害者支援課

- 1. 開催日時・場所
- (1) 日時 令和6年1月25(木)15時00分
- (2) 場所 神戸市役所 1 号館 24 階 1243 会議室
- 2. 出席者

委員 奥 英久 ひょうごアシステック研究会 会長

(元神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授)

重松 るみ KOBE 在宅ケアボランティアグループほほえみ 副会長

中村 陽子 神戸市医師会 理事

正木 健一 兵庫県理学療法士会 理事

事務局 福祉局副局長 奥谷 由貴子 他

3. 議事の概要

日常生活用具の見直しについて

(1) 頭部保護帽の支給対象者

(事務局)

・知的障害児・者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者、平衡機能または下肢、体幹機能に障害を有し、頻繁に転倒する者を支給の対象としているが、身体・生命を守るという目的に照らし、自傷行為を行う知的障害児者についても頭部保護帽の支給を認めることとしたい。

(委員)

- ・本人を守るということでは必要性は高いと思う。
- ・帽子に厚みがあるなど安全性が高いものを支給の対象としてもらいたい。

(事務局)

・合成皮革のものが一般的に使用されているが、プラスチック素材を使用した頑丈なものも支 給対象としている。

(委員)

・耐用年数3年は長いと感じる。

(事務局)

- ・成長によりサイズが合わない等の理由があれば耐用年数内でも支給が可能である。
- ・耐用年数は川崎市で1年、それ以外の政令市は3年である。

(2) 精神障害者への支給

(事務局)

・現在、神戸市では精神障害者を日常生活用具費の支給対象としていない。国が定める地域生活支援事業実施要綱において、対象者に「精神障害者」の記載がある。また、精神障害者を支給対象にしてほしいとの声もあり、既に支給対象としている政令市、近隣市も一定数あることから、本市でも精神障害者を支給対象に加えることについて検討を予定している。

(委員)

・精神障害者がガス調理器を使うことを考えると電磁調理器の方が安全だが、一人暮らしが前 提か。

(事務局)

- ・精神障害者に電磁調理器を支給する自治体の要件を見ると、手帳の等級に基づくもので、一 人暮らしを要件にしている自治体は存在しない。
- ・他の自治体では、種目ごとに等級や障害程度を設定して支給しているが、本市で対象とする 場合にどのように設定するのがふさわしいか意見をいただきたい。

(委員)

- ・種目によっては、精神障害者を支給対象としてよいのではないか。
- ・頭部保護帽、火災報知器、自動消火器は身を守る上で必要性は高いが、電磁調理器は支給の 必要性が高いと思わない。日常生活用具の要件である一般的に普及していない物には当たら ないと思う。住宅改修と特殊尿器についても、精神障害者に支給する必要性は低い。
- ・手帳の等級が1級のみを対象としている自治体と2級以下にも認めている自治体があるが、 この違いは何か。

(事務局)

•1級は重度、2級は中度に分類される。身体では1・2級が重度に該当する。他都市も重度の みを対象としているところが多い。

(委員)

・頭部保護帽で手帳の等級の記載が無い自治体は病状だけで支給の判断をするということか。 「頻繁に転倒する者」とは書いているが。

(事務局)

・その通りである。「頻繁に転倒する者」というのは定義づけが必要になる。

(委員

- ・転倒してケガして治る前にまた転倒してしまうといったレベルの頻度や、週に一回転倒する といった具合だろうか。
- ・「頻繁に」という表現が曖昧ではある。
- ・「てんかん等の発作により転倒が見られる者」といった形で転倒する事実が確認できればよい。 (事務局)
- ・そのような定義についても引き続き議論していきたい。
- ・具体的な細かい要件等については次年度の検討としたい。

(3) 紙おむつの支給対象の拡大(報告)

(事務局)

・令和5年4月より重度の知的障害・者や難病患者も支給の対象に追加した。支給決定人数、 決定件数はそれぞれ増加している。

(委員)

・対象者が広がったという点は非常に評価できる。

以上